

質問項目	通し番号	質問内容	回答
①申請要件	Q001	申請に際し、過去に教育施設に2年以上在籍が必要ということだが、過去何年のうちで2年間なのか？	申請時点で過去10年間です。
①申請要件	Q002	大学院に在籍し、2年間研究のみで診療に従事していませんでした。配慮頂けないですか？	指導責任者（所属施設の暫定指導医や所属医局長/教授など）の証明書により、その期間を免除できることとします。（最長5年まで）
①申請要件	Q003	留学前肺癌学会に3年間加入していました。ただ、留学中の2年間は肺癌学会を脱会し、帰国後の2年前に再入会いたしました。ご配慮頂けないですか？	これまでも肺癌学会に加入されており、やむを得ない事情（留学、出産等）で肺癌学会を脱会されていた場合には、希望があれば、脱会期間も遡って年会費を納入頂くことで、学会員歴にカウントすることは可能です。
①申請要件	Q004	紙たばこは吸っていませんが、加熱式タバコを吸っています。申請できますか？	紙タバコ以外にも加熱式タバコや電子タバコを吸っている場合は、非喫煙者に該当せず申請できません。
①申請要件	Q005	3ヶ月前に久しぶりにタバコを1本吸いました。申請できますか？	非喫煙者とは、過去6ヶ月間、タバコ（加熱式タバコや電子タバコ含む）を1本も吸っておらず、過去10年間の喫煙本数が合計100本以内を目安にします。 *「厚生省の報告書に基づく喫煙状況に関する用語の意味（定義）」を参照し作成
①申請要件	Q006	以前、JTの株式を保有しておりました。申請できますか？	本人もしくは親族（1親等以内）が過去10年以内にたばこ製造企業もしくはたばこ関連企業の株式を保有もしくは売却益・配当、これら企業からの贈答品等で計5万円以上の利益を得ていた場合には、これら企業との利益相反ありと判断され申請不可になります。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
①申請要件	Q007	会員歴は5年未満ですが、会費を5回以上支払っていればOKでしょうか？	<p>認定医の申請には、満5年以上の会員歴が必要です。</p> <p>2026年度の募集に関しては、申込の時点でなく、2026年4月1日時点での期間を基に判断致します。</p> <p>従いまして、申請対象者：2021年3月31日までに入会し、かつ年会費を5回以上納入されている方</p> <p>会員歴が満5年に満たない場合は、会費を5回お支払い済みであっても申請対象外となりますのでご注意ください。</p>
①申請要件	Q008	2021年4月8日に入会しました。申込可能でしょうか？	<p>2026年度の認定医の申請に関しては、申込の時点でなく、2026年4月1日時点での期間を基に判断致します。</p> <p>従いまして、2021年3月31日までに入会し、かつ年会費を5回以上納入されている方が申請可能になりますのでご注意ください。</p>
①申請要件	Q009	<p>昨年、暫定指導医に応募させて頂き認定を頂きました。指導医は肺癌認定医を指導する立場かと思いますが、今回新規申請公募開始となった「肺癌認定医」へは暫定指導医も申請をすべきでしょうか。</p>	<p>暫定指導医の資格のみでは肺癌認定医の受験資格とはなりません。認定医の申請要件を満たしているかどうかは、HPに掲載されている申請要件をご確認下さい。</p> <p>なお、暫定指導医はあくまで暫定的な資格であり、現時点では認定期間は5年間で予定しております。将来的には暫定指導医の更新はおこなわず、認定医の中から指導医を認定する制度へ移行予定です。なお、暫定指導医の認定期間5年間のなかで認定医を取得された場合には、暫定指導医の期間終了後、指導医へ申請することが可能になります。詳細につきましては説明動画をご確認ください。</p>

質問項目	通し番号	質問内容	回答
①申請要件	Q010	暫定指導医の一覧はありますか。	暫定指導医の氏名につきましては、当学会HP上の下記サイトに公表しております。 暫定指導医一覧 https://www.haigan.gr.jp/certification/provisional-instructor/
①申請要件	Q011	「様式3」の診療実績証明証と「様式1」の認定医申請書にサインする暫定指導医は同一の指導医でないといけないのでしょうか？	様式3の診療実績証明書および様式1の認定医申請書に署名いただく暫定指導医につきましては、肺癌学会の暫定指導医であれば、必ずしも同一である必要はありません。
①申請要件	Q012	「様式1」の一番下段の「申請者の記載内容が正しいことを証明する」の記載を暫定指導医がするようになっておりますが、「様式3」のように施設内に有資格者がいないときは、病院長で可能ですでしょうか。	①☒ 請者ご本人が暫定指導医の場合： ご所属施設内に申請者以外の暫定指導医が不在の場合には、別施設の暫定指導医、もしくは病院長の署名で可能です。 ②☒ 請者ご本人が暫定指導医ではなく、施設内に暫定指導医が不在の場合： 別施設の暫定指導医の先生の署名が必要となります（所属長による署名は不可といたします）。
①申請要件	Q013	過去に在籍していた施設と現所属施設の双方で、出産・育児による休業期間（それぞれ1年程度）がございます。複数施設にまたがる休業期間を合算して業績対象期間の延長申請を行うことは可能ですでしょうか。	可能です。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
①申請要件	Q014	「様式4」に記載する「希望する業績対象期間」の欄は空欄のまま提出しても問題ございませんでしょうか。複数施設に「様式4」をそれぞれ記載していただくため、1施設ではその施設の休業期間しか証明できないためです。	様式4の「希望する業績対象期間」欄を空欄のままとした場合、証明を行う指導医野先生にご署名いただけない可能性があります。そのため、あらかじめ指導医に事情をご説明のうえ、合算した期間を全ての申請書の「希望する業績対象期間」にご記載ください。その際は、該当する全ての申請書を漏れなく添付いただきますようお願いいたします。なお、希望する業績対象期間は、最長5年間、もしくは合算した期間のいずれか短い期間となります。
①申請要件	Q015	1人目の子供の産前休暇は2021年3月より開始しておりますが、2026年度申請における業績対象期間は2021年4月1日からとなっております。この場合、「様式4」には2021年4月1日以降の期間のみを記載すればよろしいでしょうか。	業績対象期間の延長をご希望とのことですので、様式4には2021年3月からご記載いただいて差し支えありません。2021年3月分の期間を含める形で、業績対象期間を前倒ししてご申請ください。
①申請要件	Q016	改姓により業績と現在の氏名（姓）が異なります。医師免許証に旧姓が記載されているのですが、別途書類申請などは必要でしょうか？	医師免許証に旧姓が記載されており、業績との照合が可能な場合は、原則として追加書類の提出は不要です。ただし、書類審査の過程で確認が必要と判断された場合には、事務局よりご連絡させていただきます。
①申請要件	Q017	海外に赴任する可能性があり、時期が未確定ではあるものの、2026年8月頃に重なる可能性があります。 1. 2026年度に申請・書類審査を通過した後、海外赴任のため2026年8月2日（日）のCBTを受験できなかった場合、翌年度へ受験（または書類審査結果）を繰り越すことは可能でしょうか。 2. 繰り越しが難しい場合、翌年度はあらためて新規申請（書類再提出・審査料再納付）が必要になりますでしょうか。	CBTを受験できなかった場合における書類審査結果の繰り越しは行っておりません。本年度に申請書をご提出いただいたものの受験できなかった場合には、本年度は不合格扱いとなります。その際は、翌年度以降に改めて新規申請（書類提出および審査料の納付）を行っていただいたうえで、受験していただく必要がございます。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
①申請要件	Q018	海外赴任に対する業績対象期間の延長は可能でしょうか。	業績対象期間につきましては、海外赴任の場合、当該期間（赴任していた期間、最長5年まで）を延長することが可能です。次年度以降に申請される際、業績対象期間の延長を希望される場合には、所定の必要書類（様式4）をあわせてご提出ください。
②業績（論文）	Q019	胸部悪性腫瘍に関する論文についてです。どの雑誌の論文が認められますですか？	英文論文については、原則PubMedに掲載されている雑誌になります。 和文論文に関しては、別表1に示す学会関連誌のみが業績として認められます。（大学や病院、商業誌は不可）
②業績（論文）	Q020	胸部悪性腫瘍に関する論文についてです。肺癌に関する基礎研究の論文は認められますですか？	胸部悪性腫瘍患者の検体を解析したTranslational Researchに関する論文は可とする。細胞株や動物実験のみの基礎研究論文に関しては原則不可となります。該当する内容の論文が提出された場合、個別に判断されますが、論文業績として認められないと判断された場合にも、理由については一切開示されません。
③業績（学会発表）	Q021	学会の抄録はどのようにすれば入手できますか？	過去6年分の学会集会抄録号は、会員専用ページにPDF形式で掲載しております。 それ以前の抄録は、電子書籍サービス「Kalib」をご利用ください。Kalibから抄録部分をコピーする場合は、スクリーンショットを撮ってからPDFに変換してご提出ください。
③業績（学会発表）	Q022	「本法人年次学会集会または支部会における筆頭演者発表1回、または共同演者発表2回（過去5年間）」の業績ですが、「ポスターディスカッション」の座長で発表したことは筆頭演者発表としての業績として認められるのでしょうか。	今回の申請に際しましては、過去5年間筆頭演者発表1回、共同演者発表2回を要件にしております。今年度の申請においては座長での発表に関しては、業績単位としては認めておりません。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
④業績（学会参加）	Q023	参加証明証を廃棄しました。再発行して頂くことは可能ですか？	筆頭演者、座長、シンポジスト等の場合は、学会プログラムで参加を証明することができれば、プログラム等で代用可能です。そのほか、年次学術集会に関しては、開催業者や肺癌学会事務局に申請をすることで証明を発行することも可能です。詳細はHPの募集要項をご確認ください。
⑤業績（診療実績）	Q024	経験症例に関してですが、カウントする症例は、教育施設で経験した症例のみなのか？それとも教育施設外で担当した症例も含め申請可能ですか？	教育施設外の症例でも内科・外科症例については主治医・担当医として主体に携わった症例。放射線診断・病理でしたら自らレポート作成した症例（他の先生が作成し確定したものは不可）。放射線治療の場合は、自ら担当し放射線治療の設定を行った症例でしたら教育施設外の症例でも申請可能です。ただし、教育施設外での症例は50%未満とします。
⑤業績（診療実績）	Q025	「様式3 診療実績証明証」についてです。暫定指導医資格申請でも同様の書類を作成しました。	暫定指導医申請時に「様式3 診療実績証明証」を提出された先生におかれましても提出は必要です。ただし、暫定指導医申請時に作成した「様式3 診療実績証明証」の全ての症例が認定医申請での該当期間内の症例の場合は、新たに作成いただく必要はありません。暫定指導医申請時に作成した書類を今回の申請に添付してご提出ください。未提出の場合には、書類不備となり、受験できなくなる可能性があります。
⑤業績（診療実績）	Q026	経験症例について、緩和治療のみで、手術・薬物療法・放射線治療を実施していない症例も経験症例として記載可能ですか？	内科・外科に関しては、手術・放射線・薬物療法を実施せず、緩和治療のみでも主治医・担当医として担当した症例についても20%（10例）までは記載可能です。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
⑤業績（診療実績）	Q027	2025年4月から現在の病院に移動しました。申請にあたり、前任施設での症例と現在の病院の症例で診療実績証明証を作成いたしました。各施設の指導医から証明をもらう必要がありますか？	前任地の症例の責任者署名は前任地の指導医が望ましいですが、現勤務地の指導医が前任地の症例を確認の上、署名捺印に同意した場合には認めます
⑤業績（診療実績）	Q028	今回の診療実績にあたり、2021年4月～2026年3月までの症例とありますが、2021年4月から2次治療を開始した症例は実績になりますか？	診断から治療開始に至るところでの様々な判断も重要な実績と考えております。原則対象期間内における初回診断・治療開始症例（もしくは術後再発と判断された症例）を対象としております。
⑤業績（診療実績）	Q029	私は自身が肺癌学会の暫定指導医です。施設内には、私以外の指導医が在籍していません。診療実績証明証のサインは別の施設の指導医にしてもらう必要がありますか？	ご自身が暫定指導医の場合、施設内にご自身以外に（暫定）指導医が在籍されていない場合は、病院（施設）長のサインでも可です。
⑤業績（診療実績）	Q030	在籍している施設内に肺癌学会の指導医が在籍していません。診療実績証明証の病院長（施設）長のサインでも良いですか？	本人が指導医で無い場合は、他施設の肺癌学会（暫定）指導医資格を有する先生にサインしてもらう必要があります。
⑤業績（診療実績）	Q031	現在所属している施設に暫定指導医が在籍していますが、診療実績証明証のサインは他の施設の指導医の先生にお願いしても良いですか？	肺癌学会（暫定）指導医資格を有する先生でしたら、他の御施設の指導医の先生にサインしてもらっても問題ございません。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
⑤業績（診療実績）	Q032	<p>外科で手術後の再発症例に対し化学療法を内科で担当した場合に関しては症例として認められていたかと思います。一方で、再発例やStageⅣでは化学療法が主体のため、増悪例に対して二次治療や三次治療を経験する場合がしばしばあるかと思います。今回の説明動画では初回治療時の治療が使用可能症例とのことでしたが、一次治療は担当外期間であっても、二次治療・三次治療、BSCなどを自分が主体となって導入・変更した場合は担当症例として登録可能でしょうか。私自身は若手の医師であり、異動が多いため、二次治療以降から経験することが多く症例として登録できればと思いました。</p>	<p>ご指摘のとおり、二次治療以降やBSCにおける臨床経験および治療方針の決定は、肺癌診療において重要な役割を担うものと認識しております。</p> <p>しかしながら、症例が二次治療以降に偏る可能性や、認定対象とする場合の二次治療以降の症例数の基準などについては、今回の制度設計において十分な議論がなされておりません。そのため、本年度の申請におきましては、初回治療例（術後再発、周術期治療含む）において診断および治療を担当・経験した症例を対象とさせていただきます。</p>

質問項目	通し番号	質問内容	回答
⑤業績（診療実績）	Q033	<p>内科での申請ですが、内科として診断をつけ、外科に手術を依頼した症例は経験症例に含めてもよろしいでしょうか。含めてよい場合は、診療項目としては薬物療法/放射線治療/緩和治療のいずれにも当たらないかと思うのですが、手術という記載でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご自身で診断のみを行い、治療目的で他科または他施設へ紹介した症例につきましては、原則として経験症例には含められません。ただし、治療方針の検討を経て手術適応または放射線治療適応を判断し、専門科へ紹介された症例であっても、局所治療とあわせて何らかの内科的治療を実施した場合、あるいは局所療法後も引き続きご自身で経過観察や治療管理を担当した場合など、実際に一定の治療責任を担った症例については、経験症例として認めます。</p> <p>【適切例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科で診断し、周術期治療（細胞傷害性抗がん薬や免疫チェックポイント阻害薬など）を内科で実施した症例 → 内科の経験症例として○ ・内科で診断し、放射線治療科に紹介のうえSBRTを施行。入院管理を担当、または治療後に内科で経過観察を行った症例 → 内科の経験症例として○ <p>【不適切例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科で診断し、外科へ紹介して手術を施行。その後も外科で経過観察が行われた症例 → 内科の経験症例として× ・内科で診断し、放射線治療科へ紹介してSBRTを施行。その後、放射線治療科または他院で経過観察が行われた例 → 内科の経験症例として× <p>症例実績は内科医としての診療実績を評価する趣旨で設定されております。そのため、上記のような取り扱いとなることをご理解ください。なお、上記のような申請の場合の診療項目につきましては、全体としての主たるモダリティである「手術+術後補助療法」または「放射線治療」等とご記載ください。</p> <p>また、外科の先生方も同様に、外科で診断のみを行い、薬物療法については内科へ紹介のうえ内科で担当された症例は、経験症例としては認められません（ご自身で薬物療法を担当された場合は経験症例として記載可能です）。</p>

質問項目	通し番号	質問内容	回答
⑤業績（診療実績）	Q034	胸部悪性疾患が対象とのことですが、原発性肺癌以外に転移性肺腫瘍や縦隔腫瘍(胸腺腫、胸腺癌や胚細胞腫瘍など)も対象となりますでしょうか。	胸腺腫瘍（胸腺腫、胸腺癌、胚細胞腫瘍など）および胸膜中皮腫につきましては、症例実績として認めます。ただし、本申請は各専門分野において肺がんを主とした診療実績を評価する趣旨であるため、当該症例が過度に多数とならないようご配慮ください。一方、転移性肺腫瘍は、外科症例においては手術例の一環として認めます（多数とならないようにご配慮ください）が、内科症例としての実績は、胸部悪性腫瘍を原発巣とする肺転移に対する治療に限り認めることといたします。
⑤業績（診療実績）	Q035	認定医申請条件である教育施設に過去10年間に2年以上在籍しており申請資格は満たしているものと思います。しかしながら、2021年より現施設（教育施設条件は満たさず申請不可）に出向しております。 そのため診療実績報告における過去5年間の症例が教育施設で50%とはなりません。 過去10年に遡り大学での症例を含める、もしくは現施設での過去5年間の50症例で申請させていただけないでしょうか。	ご意見は大変貴重なものと受け止めており、今後、認定医資格の要件を見直す際の参考とさせていただきます。しかしながら、少なくとも今年度の申請につきましては現行の申請要件に基づき審査をさせていただくこととなりますので、誠に恐縮ですが、要件を満たしていないものと判断せざるを得ません。
⑤業績（診療実績）	Q036	呼吸器外科が非常勤であり、手術症例は非常勤の呼吸器外科医を通して、他の施設で手術を行っております。このような症例は診断症例として、症例数に入れさせていただいてよろしいでしょうか？	申請者（内科）ご自身が診断された症例であっても、他施設または他科へ紹介され、治療に直接携わっていない症例については、症例実績として記載することはできません。 一方、他施設または他科で手術がおこなわれた場合でも、ご自身で周術期治療を実施された症例につきましては、症例実績として記載して問題差し支えありません。
⑥CBT	Q037	CBTの受験場所を変更したいのですが可能ですか？	申請後の変更は一切できません。

質問項目	通し番号	質問内容	回答
⑦申請手続き	Q038	所用によりCBTを受験できなくなりました。審査料を返金してもらうことは可能ですか？	如何なる理由であっても、一度お支払い頂いた審査料は一切返金されません。
⑦申請手続き	Q039	申請したのですが、書類審査で不備があり、CBTを受験できなくなりました。審査料を返金してもらうことは可能ですか？	審査料はCBTを受けることができない場合にも一切返金されません。今一度申請前に申請要件を満たしているかどうかをご確認下さい。